

第52回

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時

開催
場所

神戸市中央区播磨町21番1
株式会社さくらケーシーエス
本社ビル7階会議室

※会場を変更しておりますので、お間違えないようご注意願います。

書面による議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役及び退任監査役
に対し退職慰労金贈呈の件

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため株主総会へのご出席は極力見合わせ、書面により議決権を行使していただきますようお願いいたします。また、会場変更や座席数に限りがあること、マスクの着用や検温をお願いするなど、例年とは異なる株主総会運営となりますが、株主の皆さまのご理解並びにご協力をお願い申し上げます。
- 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社のホームページにてお知らせいたします。

株式会社さくらケーシーエス

証券コード：4761

(証券コード 4761)
2020年6月8日

株 主 各 位

神戸市中央区播磨町21番1
株式会社さくらケーシーエス
取締役社長 神 原 忠 明

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権につきましては、書面によって行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区播磨町21番1
株式会社さくらケーシーエス 本社ビル7階会議室
(開催場所が例年と異なりますので、お間違えのないようご注意願います。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第52期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第52期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.kcs.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、高い水準で底堅く推移している企業収益を背景とした設備投資の増加や雇用情勢の改善などにより、前半は緩やかな景気回復基調で推移いたしました。しかし、後半に入ると、相次ぐ自然災害や消費税率引き上げ等の影響により2019年10～12月期の実質GDP成長率がマイナスに転じたところへ新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による経済活動の停滞が加わり、景気の悪化が深刻な状況に陥りました。

一方、当社及び連結子会社（以下、「当企業集団」という。）が属する情報サービス産業におきましては、一般民需分野を中心に情報化投資が堅調に推移するなど、市場全体の売上高は引き続き緩やかに成長いたしました。

このような事業環境の下で、当企業集団は、最終年度を迎えた中期経営計画「S・K・C・S チャレンジ50 “飛躍” ～ Phase II 100年企業に向かって飛躍 ～」を推進し、安定成長路線の盤石化に取り組んでまいりました。

事業戦略面では、中期経営計画において特に注力する、①ソリューション／サービス提供型ビジネスの比重拡大、②成果物・サービスの品質向上、③一般民需向け直販ビジネスの強化、④SMB Cグループ／大手ベンダー向けビジネスの進化・深化、⑤戦略ビジネス／ニュービジネスの育成、の5項目を引き続き推進いたしました。

主な内容といたしまして、経費・旅費精算ソリューション『経費キャッシュレス』や決済関連ソリューション『さくらUTOP I Aゲートウェイ』シリーズの拡販に注力したほか、自治体向け周辺業務パッケージ『Sossian (ソシアン)』シリーズの『各種給付サービス』が消費税率引き上げに伴う自治体のプレミアム付商品券事業に対応したことにより業績貢献いたしました。また、SMB Cグループ向けビジネスでは、引き続きグループ会社と

の取引が拡大し、大手ベンダー向けビジネスでは富士通グループとの取引拡大を視野に人材の受け入れを進めました。ニュービジネスにつきましては、AI（人工知能）の分野において、お客さまと共同で勤務表の自動作成に関するPOC<sup>(※1)</sup>を進めたほか、株式会社三井住友銀行との間で対話型AI自動応答システム『SMB Cチャットボット』の使用許諾契約を締結し、当社ソリューションとしての提供を開始いたしました。

組織・体制面では、本部組織を3本部制から2本部制へ再編して効率化を図るとともに、技術戦略を統括する技術統括部を社長直轄部門とすることにより当社が注力する「システム構築力（ものづくり力）と技術力強化」への対応力を強化いたしました。また、金融分野向けビジネス及び一般民需分野向け直販ビジネス、大手ベンダー経由の基盤構築ビジネスを担当する事業部門の組織変更を実施し、業容拡大への対応を図っております。

人事施策面では、会社全体の活性化を目的として、①公正な人事評価の実現、②社員の意識改革、③プロ人材の確保と育成、④環境の変化への対応、の4つの観点から、専任担当の執行役員を配置したプロジェクトチームによる人事制度改革を進め、2020年4月には大部分の施策を実施に移しております。

このような取り組みの結果、中期経営計画の到達点を明確化するため設定した経営指標及び経営目標は、概ね目標を達成又は中期経営計画開始時点から向上させることができました。また、最終年度の業績につきましても2期連続の増収増益を達成し、安定成長を実現いたしました。

当連結会計年度の業績詳細につきましては、売上高は、公共・産業関連部門において、システム構築の大幅増加及びクラウド案件やBPO<sup>(※2)</sup>案件増加によるシステム運用管理の増加があったほか、産業関連部門におけるシステム機器販売の大幅増加もあり、前期比1,888百万円（8.6%）増の23,833百万円となりました。

損益面につきましても、社内システム再構築に伴う減価償却費や情報セキュリティ体制強化費用の増加などにより販売費及び一般管理費が増加した一方、増収効果に加えて、高採算案件の獲得や個々のプロジェクト収支の改善、要員の安定稼働などを主因とする売上総利益率の向上により売上総利益が増加いたしました。この結果、営業利益は前期比256百万円

(49.0%) 増の778百万円、経常利益も前期比249百万円 (41.9%) 増の845百万円、親会社株主に帰属する当期純利益も前期比89百万円 (23.4%) 増の473百万円と、いずれも増益となりました。なお、特別損益として、当社の連結子会社である株式会社KCSソリューションズの本社事務所移転に伴う移転補償金33百万円及び投資有価証券売却益20百万円を特別利益に、投資有価証券評価損139百万円を特別損失にそれぞれ計上しております。

連結のセグメント別売上高は、次のとおりです。

① 金融関連部門

SMB Cグループ向け取引が新規案件の獲得や既存案件の規模拡大等により増加しましたが、SMB Cグループ向け以外での大規模プロジェクトの縮小影響等によりシステム構築が減少したことから、売上高は6,596百万円と前期比74百万円 (1.1%) の減収となりました。

② 公共関連部門

システム機器販売が前期に大規模案件があった反動により大幅減となりましたが、消費税率引き上げに伴うプレミアム付商品券対応案件や改元対応案件などにより自治体向けシステム構築及びシステム運用管理が増加したことに加え、大手ベンダー経由のシステム構築案件も増加したことから、売上高は6,038百万円と前期比317百万円 (5.6%) の増収となりました。

③ 産業関連部門

一般民需分野におけるお客さまの情報化投資が総じて堅調に推移したことから、ERPソリューションや大手ベンダー経由のシステム構築案件及びBPO案件が順調に増加したほか、消費税率引き上げに伴うシステム機器の駆け込み需要や消費税軽減税率制度へのシステム対応案件の増加など一時的な要因により直販案件が増加したことも相まって、全品目で増収となった結果、売上高は11,198百万円と前期比1,645百万円 (17.2%) の大幅増収となりました。

※1 「P o C」とは、Proof of Concept (概念実証) の略で、新しいコンセプト (概念) やアイデア等を開発・実践する際に、その実現可能性や効果等について事前に検証・確認を行うことであります。

※2 「B P O」とは、Business Process Outsourcingの略で、単なる情報システムのアウトソーシングではなく、お客さまの業務についてその企画・運営から人材の確保まで、一括して請け負うサービスのことであります。

## (企業集団のセグメント別売上高の推移)

(単位：百万円)

| セグメント \ 期 別 | 第 49 期<br>(2017年3月期) | 第 50 期<br>(2018年3月期) | 第 51 期<br>(2019年3月期) | 第 52 期<br>(当連結会計年度<br>(2020年3月期)) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 金 融 関 連 部 門 | 7,320                | 6,929                | 6,671                | 6,596                             |
| 公 共 関 連 部 門 | 6,601                | 5,504                | 5,720                | 6,038                             |
| 産 業 関 連 部 門 | 9,144                | 9,083                | 9,552                | 11,198                            |
| 合 計         | 23,066               | 21,517               | 21,945               | 23,833                            |

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は743百万円<sup>(※3)</sup>であります。その内訳は、有形固定資産の取得が696百万円、ソフトウェアの取得が47百万円であります。

所要資金は、主に自己資金を充当しておりますが、リースも利用しております。

なお、このほかリースにより社内開発用機器及びオフィス機器を23百万円で導入いたしました。

※3 設備投資の総額にはリース資産591百万円が含まれております。

### (3) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により世界的に経済活動が停滞し、リーマン・ショックを超える極めて厳しい状況が続くと見込まれており、2020年度の実質GDP成長率はマイナスになるとの見方が大勢を占めております。

情報サービス産業におきましても、新型コロナウイルス感染症対策を含めた働き方改革や教育改革に伴う情報化投資ニーズの増加が想定される一方で、前期にあった消費税率引き上げや改元等への対応に伴う需要増の反動減に加え、企業収益や資金繰りの悪化に伴って情報化投資は総じて減退することが見込まれ、当企業集団の事業環境は厳しくなることが予想されます。

このような事業環境の下で、当企業集団が対処すべき当面の課題は、「100年企業」として存続していくために必要となる安定的な礎を一層強化することを目的として策定した3カ年の新中期経営計画（2020年4月～2023年3月）の着実な遂行であり、次の5項目について重点的に取り組むこととしております。なお、「①新型コロナウイルス感染症への対応」以外の項目は、新型コロナウイルス感染症による影響が顕在化する以前に策定したものであり、その影響は織り込んでおりません。今後の影響度合いに応じて、適宜見直してまいります。

#### ① 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の終息までには長期間を要することが見込まれる中、その対応につきまして、まずは、お客さま、お取引先さま、従業員及びその家族等の安全確保・感染予防と感染拡大防止を最優先とし、在宅勤務の推進やサテライトオフィスの整備などの対策を講じつつ、お客さまに対する製品・サービスの提供を継続しております。

また、今後、お客さまにおける情報化投資の抑制が本格化する懸念があることから、業績に対する影響を適宜見極めるとともに、要員再配置等の対策を臨機応変に実施することにより、業績への影響を最小限とするよう努めてまいります。

#### ② 情報セキュリティ体制の再構築

当社は、これまでも情報セキュリティに関する体制強化に取り組んでまいりました

が、今般、BPOビジネスにおいて個人情報記載文書の不適切な取扱事案を発生させました<sup>(※4)</sup>。本事案に対する再発防止策は、社外の専門家を起用して既に着手・実施しており、今後は対象を全社に拡大してハード・ソフト両面での対策や組織体制の整備等も進めることにより、情報セキュリティレベルをさらに強化いたします。

### ③ 新人事制度の定着化

前期末まで進めておりました、会社全体の活性化を目的とした人事制度改革について、2020年4月に大部分の施策を実施に移したことから、今後はその定着化に向けた取り組みを推進いたします。また、ワーク・ライフ・バランス及びテレワーク<sup>(※5)</sup>の推進並びに執務環境の改善等にも引き続き取り組み、社員満足度の向上による活性化を図ってまいります。

### ④ 事業ポートフォリオの再構築

前期において、各事業の採算性・成長性の再評価を実施するとともに、一部の不採算・低採算を余儀なくされている業務について縮小・撤退計画を策定しており、これらの計画を着実に推進いたします。また、新しい事業領域への参入や高採算業務の強化にも並行して取り組み、まずは首都圏におけるITインフラサービスビジネス拡大に注力するとともに、情報セキュリティに関するサービスの立ち上げも検討してまいります。

### ⑤ システム構築力（ものづくり力）と技術力の追求

2019年4月に社長直轄部門とした技術統括部が核となり、AIやRPA<sup>(※6)</sup>等の新しい技術を活用したビジネスやサービス・商品の企画からマーケティング、プロモーション、セールス、制作までに対応することにより、現場力の向上や新ビジネスの創出につながるシステム構築力（ものづくり力）と技術力を追求いたします。

このような諸施策を着実に実行することで、ステークホルダーの皆さまからの信頼を高め、社会に必要とされる企業であり続けることで、企業価値の増大を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

- ※ 4 本事案の詳細につきましては、2020年1月21日付で当社ホームページ (<https://www.kcs.co.jp/>) に掲載しております「お客さまから受託した個人情報記載文書の不適切な廃棄等について」をご参照ください。
- ※ 5 「テレワーク」とは、ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことで、自宅を就業場所とする「在宅勤務」や所属するオフィス以外の場所を就業場所とする「サテライトオフィス勤務」、施設に依存せずお客さま先や移動中に実施する「モバイルワーク」などの形態があります。
- ※ 6 「RPA」とは、Robotic Process Automation の略で、これまで人間が手作業で行っていた仕事を、ルールエンジンやAI、機械学習等の認知技術を取り入れたロボットに代行してもらうことにより、業務の自動化や効率化を図る取り組みのことです。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分 \ 期 別               | 第 49 期<br>(2017年3月期) | 第 50 期<br>(2018年3月期) | 第 51 期<br>(2019年3月期) | 第 52 期<br>(当連結会計年度)<br>(2020年3月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高                   | 23,066               | 21,517               | 21,945               | 23,833                            |
| 経 常 利 益                 | 489                  | 311                  | 596                  | 845                               |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 317                  | 209                  | 384                  | 473                               |
| 1 株当たり当期純利益             | 28円33銭               | 18円72銭               | 34円28銭               | 42円30銭                            |
| 純 資 産                   | 15,273               | 15,369               | 15,552               | 15,686                            |
| 総 資 産                   | 21,007               | 19,794               | 20,651               | 21,546                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。  
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第51期の期首から適用しており、第50期については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

当社の連結子会社は、株式会社KCSソリューションズ1社であります。

| 会 社 名           | 資本金    | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容        |
|-----------------|--------|----------|----------------|
| 株式会社KCSソリューションズ | 10 百万円 | 100 %    | 労働者派遣<br>データ処理 |

## (6) 主要な事業内容

### ① 当社

当社は、情報サービス（システム構築・システム運用管理・その他の情報サービス）、システム機器販売及びこれらに付随する事業を行う総合情報サービス企業であります。

### ② 子会社

株式会社KCSソリューションズは、労働者派遣、データ処理業務等を行う情報サービス企業であります。

## (7) 主要な事業所

### ① 当社

|      |        |
|------|--------|
| 本 社  | 神戸市中央区 |
| 東京本社 | 東京都中央区 |
| 大阪支社 | 大阪市中央区 |
| 姫路支社 | 兵庫県姫路市 |

### ② 子会社

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 株式会社KCSソリューションズ |        |
| 本 社             | 神戸市中央区 |

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数    | 前期末比較増減 |
|---------|---------|
| 1,109 名 | 4 (増) 名 |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数を記載しております。  
 2. 取締役を兼務しない執行役員14名は従業員数に含めておりません。また、パートタイマー等の臨時従業員を就業人員数から除外して算定しております。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数  | 前期末比較増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|-------|---------|--------|--------|
| 979 名 | 6 (増) 名 | 43.9 歳 | 20.1 年 |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数を記載しております。  
 2. 取締役を兼務しない執行役員14名は従業員数に含めておりません。また、パートタイマー等の臨時従業員を就業人員数から除外して算定しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,200,000株 |
| (3) 株主数      | 851名        |
| (4) 大株主      |             |

| 株主名                       | 持株数        | 持株比率   |
|---------------------------|------------|--------|
| 株式会社三井住友銀行                | 3,193,900株 | 28.51% |
| 三井住友ファイナンス&リース株式会社        | 1,980,000  | 17.67  |
| 富士通株式会社                   | 1,550,000  | 13.84  |
| さくらケーシーエス従業員持株会           | 1,345,772  | 12.01  |
| 水元公仁                      | 260,700    | 2.32   |
| 株式会社みなと銀行                 | 233,000    | 2.08   |
| SMB Cコンサルティング株式会社         | 140,000    | 1.25   |
| グローリー株式会社                 | 100,000    | 0.89   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 94,600     | 0.84   |
| 日本生命保険相互会社                | 80,000     | 0.71   |
| 兵庫トヨタ自動車株式会社              | 80,000     | 0.71   |

(注) 持株比率については、自己株式数（735株）を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位                          | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                      |
|------------------------------|---------|-----------------------------------|
| 取締役社長<br>(代表取締役)<br>兼 社長執行役員 | 神 原 忠 明 |                                   |
| 取 締 役<br>兼 専務執行役員            | 横 崎 富美生 | 産業ソリューション事業部長                     |
| 取 締 役<br>兼 専務執行役員            | 友 石 敏 也 | 経営管理本部長                           |
| 取 締 役<br>兼 常務執行役員            | 扇 隆 彦   | 金融ソリューション事業部長                     |
| 取 締 役<br>(社外役員)              | 瀧 川 博 司 | 兵庫トヨタ自動車株式会社取締役相談役<br>神姫バス株式会社取締役 |
| 取 締 役<br>(社外役員)              | 乗 鞍 良 彦 | 乗鞍法律事務所所長<br>極東開発工業株式会社社外監査役      |
| 常 勤 監 査 役                    | 松 山 康 孝 |                                   |
| 監 査 役<br>(社外役員)              | 新 尚 一   | 神栄株式会社相談役<br>学校法人啓明学院理事長          |
| 監 査 役<br>(社外役員)              | 宮 野 敏 明 |                                   |

- (注) 1. 取締役 瀧川博司及び乗鞍良彦の両氏は社外取締役であります。また、監査役 新 尚一及び宮野敏明の両氏は社外監査役であります。なお、当社は、4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。
- |                              |         |                     |
|------------------------------|---------|---------------------|
| 取 締 役<br>(代表取締役)<br>兼 専務執行役員 | 正 木 和 彦 | 2019年6月27日任期満了により退任 |
| 監 査 役                        | 松 田 博 治 | 2019年6月27日任期満了により退任 |
3. 2020年4月1日付代表取締役の異動により次のとおり就任いたしました。
- |                              |         |         |
|------------------------------|---------|---------|
| 取 締 役<br>(代表取締役)<br>兼 専務執行役員 | 友 石 敏 也 | 経営管理本部長 |
|------------------------------|---------|---------|
4. 2020年4月1日付役員の異動により次のとおり就任いたしました。
- |                   |         |        |
|-------------------|---------|--------|
| 取 締 役<br>兼 専務執行役員 | 横 崎 富美生 | 産業事業部長 |
| 取 締 役             | 扇 隆 彦   |        |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

|     |    |          |          |    |          |
|-----|----|----------|----------|----|----------|
| 取締役 | 7名 | 85,890千円 | (うち社外取締役 | 2名 | 7,400千円) |
| 監査役 | 4名 | 24,018千円 | (うち社外監査役 | 2名 | 7,400千円) |

- (注) 1. 上記、取締役の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。  
2. 上記、監査役の支給人員には、当事業年度中に退任した監査役1名を含んでおります。  
3. 上記、報酬等の総額には当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額が含まれておりません。  
4. 上記金額のほか、2019年6月27日開催の第51回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して8,730千円、退任監査役1名に対して12,130千円支給しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区分  | 氏名   | 兼職先          | 兼職の内容  | 当社との関係     |
|-----|------|--------------|--------|------------|
| 取締役 | 瀧川博司 | 兵庫トヨタ自動車株式会社 | 取締役相談役 | 株主、取引先     |
|     |      | 神姫バス株式会社     | 取締役    | 該当事項はありません |
| 取締役 | 乗鞍良彦 | 乗鞍法律事務所      | 所長     | 該当事項はありません |
|     |      | 極東開発工業株式会社   | 社外監査役  | 取引先        |
| 監査役 | 新 尚一 | 神栄株式会社       | 相談役    | 株主、取引先     |
|     |      | 学校法人啓明学院     | 理事長    | 取引先        |

##### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名   | 主な活動状況                                                                                            |
|-----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 瀧川博司 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち6回に出席し、企業経営者としての豊富な経験を基に、経営全般にわたり公正中立な発言を行っております。                               |
| 取締役 | 乗鞍良彦 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、弁護士としての学識及び豊富な経験を基に、経営全般にわたり公正中立な発言を行っております。                                |
| 監査役 | 新 尚一 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、企業経営者としての豊富な経験を基に、経営全般にわたり公正中立な発言を行っております。 |
| 監査役 | 宮野敏明 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、地方行政の豊富な経験を基に、経営全般にわたり公正中立な発言を行っております。             |

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬            | 33,300千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33,300千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には、会計監査人の解任に関する決議を行います。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

#### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ規程」、「廃棄・削除取扱手順書」に則り、適切な保存及び管理を行う。

#### ② 当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

イ 当社グループ全体における損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項を「リスク管理規程」として定め、リスク管理担当部署が経営企画担当部署とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。

ロ 担当役員及びリスク管理担当部署は、上記イにおいて承認された当社グループ全体のリスク管理の基本方針に基づいてリスク管理を行う。

#### ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営計画及び年度総合予算を策定し、それに基づく部門運営及び実績管理を行う。

ロ 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。

ハ 監査役は、取締役が行う内部統制システムの整備状況を監視し検証する。

ニ 監査役は、内部統制システムの構築及び運用状況についての報告を取締役に対し定期的に求めることができるほか、必要があると認めたときは、取締役又は取締役会に対し内部統制システムについての改善を助言又は勧告する。

#### ④ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

イ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会で「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役及び使用人がこれを遵守する。

ロ 当社グループのコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で決議し、体制整備を進める。

- ハ 当社グループ全体の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制評価規程」等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備し運用するとともに、その有効性を評価する。
- ニ 当社、取締役及び使用人による法令等の違反を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- ホ 反社会的勢力による被害を防止するため、当社グループ全体の基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。
- ヘ 上記の実施状況を検証するため、各部門から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会や経営会議等に対して報告する。
- ⑤ **当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について**
- イ 当社グループ全体の業務の適正を確保するため、経営上の基本方針及び基本的計画を策定する。
- ロ 当社グループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、「グループ会社規則」及び「コンプライアンス・マニュアルグループ会社規則」を定め、これらの規則に則った適切な管理を行う。
- ハ 当社グループ会社間の取引等の公正性及び適切性を確保するため、「法務リスク管理要領」に則り、取引の公正性及び適切性を十分に検証した上で行う。
- ニ 子会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、子会社管理の基本的事項を「グループ会社規則」等として定め、これらの規則に則った子会社の管理及び運営を行う。
- ホ 必要に応じて、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行<sup>(※7)</sup>と連携して体制整備を行う。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について**
- イ 監査役から監査業務遂行補助のため使用人の設置等につき求めがあった場合には、その求めに応じ、適切な体制を構築する。
- ロ 上記イの使用人を置く場合には、当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、その人事評価及び異動については、監査役の同意を必要とすることとする。

ハ 上記イの使用人を置く場合には、当該使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとする。

⑦ **当社グループの取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項について**

イ 当社グループの取締役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。

ロ 当社グループの取締役及び使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。

ハ 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等を発見したときには、上記の監査役のほか、内部通報窓口にて報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付及び処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき又は監査役から報告を求められたときも速やかに報告する。

ニ 当社グループの取締役及び使用人が内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、「内部通報規則」に不利益な取扱いの禁止を定める。

⑧ **監査役職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項について**

当社は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。

⑨ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制について**

イ 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。

ロ 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

※7 株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行は、当社のその他の関係会社であります。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、内部統制システムに関する基本方針に基づき、内部統制システムの構築及びその適切な運用に努めております。なお、当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

### 【取締役の職務執行における効率性確保の体制】

取締役会で決議した経営計画及び年度総合予算に基づき、「組織規程」等で権限委譲された役職員が部門運営及び実績管理を行いました。また、その進捗状況について、取締役会に報告いたしました。

### 【リスク管理体制】

取締役会で決議した「2019年度リスク管理基本方針」に基づき、当社グループのリスク管理を行う「リスク管理委員会」及び同委員会が統括する各種委員会において、事業リスク軽減のために、情報セキュリティ、事業継続計画及び品質管理等の強化を図りました。また、その進捗状況をリスク管理委員会で審議し、取締役会に報告いたしました。

### 【コンプライアンス体制】

取締役会で決議した「2019年度コンプライアンス・プログラム」に基づき、役職員に対して毎月実施する職場勉強会等によりコンプライアンスの周知徹底を図り、反社会的勢力との関係排除の取組強化等に努めました。また、その進捗状況をコンプライアンス委員会で審議し、取締役会に報告いたしました。さらに、内部通報制度の浸透を図るとともに、受付及び対応状況を取締役に報告いたしました。

### 【子会社管理体制】

「グループ会社規則」に基づき、経営企画担当部署が子会社の経営管理に努め、内部監査担当部署が定期的に内部統制システムの構築及び運用状況を検証すること等により、子会社の業務の適正化に努めました。

### 【監査役の職務執行体制】

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議への出席や、取締役及び使用人に対するヒアリング等を通じて、取締役が行う内部統制システムの構築及び運用状況について確認を行うとともに、健全な経営体制の整備及び効率的な運用に資するための助言を行いました。さらに、代表取締役の他、会計監査人、財務統制担当部署、内部監査担当部署等と情報や意見の交換を行う等連携を密にして、監査品質の確保と実効性の向上を図りました。

---

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。  
ただし、持株比率及び議決権比率を除く比率は小数第2位を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>      |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>15,107</b> | <b>流動負債</b>        | <b>4,698</b>  |
| 現金及び預金          | 8,314         | 買掛金                | 1,814         |
| 受取手形及び売掛金       | 5,650         | リース債務              | 371           |
| 商品              | 201           | 未払法人税等             | 371           |
| 仕掛品             | 519           | 賞与引当金              | 945           |
| 貯蔵品             | 6             | 受注損失引当金            | 36            |
| その他             | 416           | その他                | 1,158         |
| 貸倒引当金           | △0            | <b>固定負債</b>        | <b>1,161</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,439</b>  | リース債務              | 892           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,250</b>  | 役員退職慰労引当金          | 146           |
| 建物及び構築物         | 648           | 退職給付に係る負債          | 105           |
| 工具、器具及び備品       | 50            | その他                | 17            |
| 土地              | 1,337         | <b>負債合計</b>        | <b>5,860</b>  |
| リース資産           | 1,112         | <b>(純資産の部)</b>     |               |
| 建設仮勘定           | 101           | <b>株主資本</b>        | <b>15,358</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>747</b>    | 資本金                | 2,054         |
| リース資産           | 39            | 資本剰余金              | 2,228         |
| その他             | 708           | 利益剰余金              | 11,075        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,441</b>  | 自己株式               | △0            |
| 投資有価証券          | 1,050         | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>327</b>    |
| 繰延税金資産          | 238           | その他有価証券評価差額金       | 248           |
| 退職給付に係る資産       | 655           | 退職給付に係る調整累計額       | 79            |
| その他             | 532           | <b>純資産合計</b>       | <b>15,686</b> |
| 貸倒引当金           | △34           | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>21,546</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>21,546</b> |                    |               |

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額 |        |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 23,833 |
| 売上原価            |     | 18,828 |
| 売上総利益           |     | 5,004  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 4,225  |
| 営業利益            |     | 778    |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息及び配当金       | 39  |        |
| その他の営業外収益       | 104 | 144    |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 20  |        |
| その他の営業外費用       | 56  | 77     |
| 経常利益            |     | 845    |
| 特別利益            |     |        |
| 投資有価証券売却益       | 20  |        |
| 移転補償金           | 33  | 53     |
| 特別損失            |     |        |
| 投資有価証券評価損       | 139 | 139    |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 760    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 359 |        |
| 法人税等調整額         | △72 | 286    |
| 当期純利益           |     | 473    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 473    |

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                   | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-----------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                                   | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 2019年4月1日残高                       | 2,054   | 2,228 | 10,780 | △0      | 15,063 |
| 連結会計年度中の変動額                       |         |       |        |         |        |
| 剰余金の配当                            |         |       | △179   |         | △179   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益               |         |       | 473    |         | 473    |
| 自己株式の取得                           |         |       |        | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額<br>(純額) |         |       |        |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                     | -       | -     | 294    | △0      | 294    |
| 2020年3月31日残高                      | 2,054   | 2,228 | 11,075 | △0      | 15,358 |

|                                   | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------------|------------------|------------------|-------------------|-----------|
|                                   | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |
| 2019年4月1日残高                       | 272              | 216              | 489               | 15,552    |
| 連結会計年度中の変動額                       |                  |                  |                   |           |
| 剰余金の配当                            |                  |                  |                   | △179      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益               |                  |                  |                   | 473       |
| 自己株式の取得                           |                  |                  |                   | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額<br>(純額) | △24              | △136             | △161              | △161      |
| 連結会計年度中の変動額合計                     | △24              | △136             | △161              | 133       |
| 2020年3月31日残高                      | 248              | 79               | 327               | 15,686    |

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項  
すべての子会社を連結しております。  
連結子会社の数  
1社  
連結子会社の名称  
株式会社KCSソリューションズ
2. 持分法の適用に関する事項  
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。
4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券  
その他有価証券  
時価のあるもの  
株式……………決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法  
株式以外…決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)  
時価のないもの  
移動平均法による原価法
    - ② たな卸資産  
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。  
商品……………個別法  
仕掛品……………個別法  
貯蔵品……………総平均法(月別)

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、

#### イ ソフトウェア(市場販売目的)

見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。

なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。

#### ロ ソフトウェア(自社利用目的)

社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

### ③ 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

### ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%相当額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約に係る収益及び原価の計上基準

- イ 開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合  
工事進行基準によっております。
- ロ 上記の要件を満たさない場合  
検収基準によっております。
- ハ 決算日における工事進捗度の見積方法  
工事進行基準における原価比例法

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

## 会計上の見積りの変更に関する注記

退職給付に係る会計処理における数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当連結会計年度より費用処理年数を11年に変更しております。

これにより、従来より費用処理年数によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益が、それぞれ10百万円減少しております。

**連結貸借対照表に関する注記**

有形固定資産の減価償却累計額 4,829百万円

**連結損益計算書に関する注記**

売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 36百万円

**連結株主資本等変動計算書に関する注記**

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 11,200,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 111             | 10.00           | 2019年3月31日 | 2019年6月28日 |
| 2019年10月31日<br>取締役会  | 普通株式  | 67              | 6.00            | 2019年9月30日 | 2019年12月6日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 67              | 6.00            | 2020年3月31日 | 2020年6月29日 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当企業集団は、資金運用につきましては、原則として元本保証型の金融商品を中心とした短期運用を行っております。資金調達につきましては、必要に応じて銀行借入による方針であります。現在借入はありません。また、必要に応じてリースを利用することとしております。

デリバティブ取引は、現在利用しておりませんが、借入金の金利ヘッジを目的とした金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権であります受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを有しております。当該リスクに関しては、当企業集団の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを有しております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財政状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、定期的に把握された時価が経営会議に報告されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど3ヵ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で約6年後であります。

営業債務やリース債務は、流動性リスクを有しておりますが、当企業集団では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

|                      | 連結貸借対照表<br>計上額(*) | 時価(*)   | 差額 |
|----------------------|-------------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金           | 8,314             | 8,314   | －  |
| (2) 受取手形及び売掛金        | 5,650             | 5,650   | －  |
| (3) 投資有価証券<br>其他有価証券 | 793               | 793     | －  |
| (4) 買掛金              | (1,814)           | (1,814) | －  |
| (5) リース債務            | (1,264)           | (1,257) | 6  |
| (6) デリバティブ取引         | －                 | －       | －  |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 買掛金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) デリバティブ取引

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

- 2 非上場株式（連結貸借対照表計上額256百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当企業集団では、兵庫県下の地域において、自社ビルの一部を賃貸しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価  |
|------------|-----|
| 203        | 126 |

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 当期末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等によっております。

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,400円64銭
2. 1株当たり当期純利益 42円30銭

## その他の注記

連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>    |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,795</b> | <b>流動負債</b>      | <b>4,550</b>  |
| 現金及び預金          | 7,144         | 買掛金              | 1,873         |
| 受取手形            | 28            | リース債務            | 371           |
| 売掛金             | 5,496         | 未払金              | 325           |
| 商品              | 201           | 未払費用             | 327           |
| 仕掛品             | 517           | 未払法人税等           | 329           |
| 貯蔵品             | 6             | 未払消費税等           | 225           |
| 前払費用            | 259           | 前受金              | 31            |
| その他             | 141           | 預り金              | 33            |
| 貸倒引当金           | △0            | 前受収益             | 44            |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,454</b>  | 賞与引当金            | 905           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,179</b>  | 受注損失引当金          | 36            |
| 建物              | 589           | 設備関係未払金          | 44            |
| 構築物             | 3             | <b>固定負債</b>      | <b>1,070</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 35            | リース債務            | 892           |
| 土地              | 1,337         | 退職給付引当金          | 16            |
| リース資産           | 1,112         | 役員退職慰労引当金        | 143           |
| 建設仮勘定           | 101           | 長期預り金            | 17            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>738</b>    | <b>負債合計</b>      | <b>5,620</b>  |
| ソフトウェア          | 679           | <b>(純資産の部)</b>   |               |
| リース資産           | 39            | <b>株主資本</b>      | <b>14,382</b> |
| 電話加入権           | 18            | 資本金              | 2,054         |
| 電信電話専用施設利用権     | 0             | 資本剰余金            | 2,228         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,537</b>  | 資本準備金            | 2,228         |
| 投資有価証券          | 1,050         | <b>利益剰余金</b>     | <b>10,099</b> |
| 関係会社株式          | 235           | 利益準備金            | 128           |
| 破産更生債権等         | 7             | その他利益剰余金         | 9,970         |
| 長期前払費用          | 51            | 別途積立金            | 6,555         |
| 前払年金費用          | 540           | 繰越利益剰余金          | 3,415         |
| 繰延税金資産          | 221           | <b>自己株式</b>      | <b>△0</b>     |
| 敷金及び保証金         | 407           | 評価・換算差額等         | 248           |
| 会員権             | 57            | その他有価証券評価差額金     | 248           |
| 貸倒引当金           | △34           | <b>純資産合計</b>     | <b>14,630</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>20,250</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>20,250</b> |

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額 |        |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 22,865 |
| 売上原価         |     | 18,189 |
| 売上総利益        |     | 4,676  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 3,969  |
| 営業利益         |     | 707    |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息及び配当金    | 59  |        |
| その他の営業外収益    | 103 | 163    |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 20  |        |
| その他の営業外費用    | 56  | 76     |
| 経常利益         |     | 793    |
| 特別利益         |     |        |
| 投資有価証券売却益    | 20  | 20     |
| 特別損失         |     |        |
| 投資有価証券評価損    | 139 | 139    |
| 税引前当期純利益     |     | 675    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 314 |        |
| 法人税等調整額      | △64 | 249    |
| 当期純利益        |     | 425    |

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                 | 株主資本  |       |             |       |          |             |        |            |             |
|---------------------------------|-------|-------|-------------|-------|----------|-------------|--------|------------|-------------|
|                                 | 資本金   | 資本剰余金 |             | 利益剰余金 |          |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |             |
|                                 |       | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |             |        |            | 利益剰余金<br>合計 |
|                                 |       |       |             |       | 別途積立金    | 繰越利益<br>剰余金 |        |            |             |
| 2019年4月1日残高                     | 2,054 | 2,228 | 2,228       | 128   | 6,555    | 3,168       | 9,852  | △0         | 14,135      |
| 事業年度中の変動額                       |       |       |             |       |          |             |        |            |             |
| 剰余金の配当                          |       |       |             |       |          | △179        | △179   |            | △179        |
| 当期純利益                           |       |       |             |       |          | 425         | 425    |            | 425         |
| 自己株式の取得                         |       |       |             |       |          |             |        | △0         | △0          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |       |       |             |       |          |             |        |            |             |
| 事業年度中の変動額合計                     | -     | -     | -           | -     | -        | 246         | 246    | △0         | 246         |
| 2020年3月31日残高                    | 2,054 | 2,228 | 2,228       | 128   | 6,555    | 3,415       | 10,099 | △0         | 14,382      |

|                                 | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|---------------------------------|------------------|----------------|--------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 2019年4月1日残高                     | 272              | 272            | 14,408 |
| 事業年度中の変動額                       |                  |                |        |
| 剰余金の配当                          |                  |                | △179   |
| 当期純利益                           |                  |                | 425    |
| 自己株式の取得                         |                  |                | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) | △24              | △24            | △24    |
| 事業年度中の変動額合計                     | △24              | △24            | 221    |
| 2020年3月31日残高                    | 248              | 248            | 14,630 |

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

株式……………決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法

株式以外…決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品……………個別法

仕掛品……………個別法

貯蔵品……………総平均法(月別)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、

イ ソフトウェア(市場販売目的)

見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。

なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。

ロ ソフトウェア(自社利用目的)

社内利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- (3) 受注損失引当金  
ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。  
なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (5) 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%相当額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約に係る収益及び原価の計上基準

- イ 開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合  
工事進行基準によっております。
- ロ 上記の要件を満たさない場合  
検収基準によっております。
- ハ 決算日における工事進捗度の見積方法  
工事進行基準における原価比例法

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

### **会計上の見積りの変更に関する注記**

退職給付に係る会計処理における数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当事業年度より費用処理年数を11年に変更しております。

これにより、従来 of 費用処理年数によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益が、それぞれ10百万円減少しております。

**貸借対照表に関する注記**

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額     | 4,715百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |          |
| 短期金銭債権                | 5,308百万円 |
| 短期金銭債務                | 119百万円   |

**損益計算書に関する注記**

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| 1. 関係会社との取引高             |          |
| 営業取引高                    |          |
| 売上高                      | 2,017百万円 |
| 仕入高                      | 701百万円   |
| その他の営業取引高                | 18百万円    |
| 営業取引高以外の取引高              |          |
| 営業外収益                    | 56百万円    |
| 2. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 | 36百万円    |

**株主資本等変動計算書に関する注記**

|                        |      |
|------------------------|------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 |      |
| 普通株式                   | 735株 |

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|           |        |
|-----------|--------|
| 減損損失      | 529百万円 |
| 賞与引当金     | 276百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 67百万円  |
| 役員退職慰労引当金 | 43百万円  |
| 賞与社会保険料   | 42百万円  |
| その他       | 115百万円 |

繰延税金資産小計 1,075百万円

評価性引当額 △608百万円

繰延税金資産合計 466百万円

(繰延税金負債)

|              |         |
|--------------|---------|
| 前払年金費用       | △165百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △79百万円  |
| その他          | △0百万円   |

繰延税金負債合計 △245百万円

繰延税金資産の純額 221百万円

## 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,306円34銭
- 1株当たり当期純利益 38円02銭

## その他の注記

計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社さくらケーシーエス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒木 賢一郎 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 青木 靖英 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さくらケーシーエスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さくらケーシーエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社さくらケーシーエス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒 木 賢一郎 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 青 木 靖 英 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社さくらケーシーエスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載された個人情報記載文書の不適切な取扱事案については、取締役において再発防止の徹底及び情報セキュリティレベルの向上に向けた取り組みが行われていることを確認しております。

## (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

株式会社さくらケーシーエス 監査役会

|                |   |   |   |   |   |
|----------------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役          | 松 | 山 | 康 | 孝 | Ⓔ |
| 監査役<br>(社外監査役) | 新 |   | 尚 | 一 | Ⓔ |
| 監査役<br>(社外監査役) | 宮 | 野 | 敏 | 明 | Ⓔ |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期における業績及び将来の事業展開などを考慮し、1株につき6円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき6円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき12円となります。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金6円 総額67,195,590円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月29日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 神原忠明、友石敏也、瀧川博司、乗鞍良彦の4氏は任期満了となり、取締役 扇 隆彦氏は辞任により退任されます。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|-------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | かん ばら ただ あき<br>神原忠明<br>(1961年4月1日生)  | 1983年4月 株式会社太陽神戸銀行入行<br>2008年4月 株式会社三井住友銀行船橋法人営業部長<br>2011年4月 同 本店営業第四部長<br>2012年4月 同 執行役員本店営業第四部長<br>2013年4月 同 執行役員コーポレート・アドバイザー<br>一部副本部長<br>2014年5月 当社顧問<br>2014年6月 同 取締役(代表取締役)兼 副社長執行役員<br>2018年4月 同 取締役社長(代表取締役)兼 社長執行役員(現任)                                                                              | 8,700株      |
| 2     | とも いし とし や<br>友石敏也<br>(1960年11月28日生) | 1983年4月 株式会社太陽神戸銀行入行<br>2004年10月 株式会社三井住友銀行鹿児島法人営業部長<br>2013年6月 当社執行役員経営企画部長 兼 経営企画部<br>広報室長<br>2017年4月 同 上席執行役員経営企画部長 兼 経営企画部<br>広報室長<br>2018年4月 同 常務執行役員経営企画部長 兼 経営企画部<br>広報室長<br>2018年6月 同 取締役 兼 常務執行役員経営企画部長<br>兼 経営企画部広報室長<br>2019年6月 同 取締役 兼 専務執行役員経営管理本部長<br>2020年4月 同 取締役(代表取締役)兼 専務執行役員<br>経営管理本部長(現任) | 1,000株      |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3     | たき かわ ひろ し<br>瀧川 博 司<br>(1933年4月27日生) | 1961年7月 兵庫トヨタ自動車株式会社入社<br>1969年3月 当社取締役<br>1971年9月 同 監査役<br>1977年6月 兵庫トヨタ自動車株式会社代表取締役社長<br>1993年6月 トヨタ部品兵庫共販株式会社代表取締役会長<br>2004年6月 当社取締役<br>2006年6月 神姫バス株式会社取締役(現任)<br>2007年6月 兵庫トヨタ自動車株式会社代表取締役会長<br>2016年6月 同 取締役相談役(現任)<br>2016年6月 当社社外取締役(現任) | 28,000株     |
| 4     | のり くら よし ひこ<br>乗鞍 良彦<br>(1952年5月1日生)  | 1985年4月 弁護士登録<br>奥野法律事務所入所<br>1991年1月 乗鞍法律事務所開設、同所長(現任)<br>2013年4月 神戸市人事委員(現任)<br>2013年4月 日本司法支援センター兵庫地方事務所所長<br>2014年6月 当社社外取締役(現任)<br>2015年6月 極東開発工業株式会社社外監査役(現任)                                                                               | 2,700株      |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。  
(1) 瀧川博司、乗鞍良彦の両氏は社外取締役候補者であります。  
当社は、瀧川博司、乗鞍良彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
(2) 社外取締役候補者とした理由  
① 瀧川博司氏は、兵庫トヨタ自動車株式会社の代表取締役社長及び会長を歴任され、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を基に、社外の独立した立場からの視点で当社の経営を監督していただき、社外取締役として職務を適切に遂行していただけたものと判断いたしました。  
② 乗鞍良彦氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、長年にわたる弁護士としての活動により、豊富な経験と学識に基づく高度な企業法務の専門的知見を有しておられ、社外の独立した立場からの視点で当社の経営を監督していただき、社外取締役として職務を適切に遂行していただけたものと判断いたしました。  
(3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
① 瀧川博司氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。  
② 乗鞍良彦氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。  
(4) 責任限定契約の内容の概要  
当社と瀧川博司、乗鞍良彦の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度としております。  
3. 瀧川博司氏は2020年6月25日付で神姫バス株式会社取締役を退任する予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 新 尚一氏は任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式の数 |
|-------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | ※<br>おか だ よし お<br>岡 田 善 男<br>(1961年1月5日生)  | 1983年4月 株式会社太陽神戸銀行入行<br>2001年4月 株式会社三井住友銀行事務統括部上席推進役<br>2006年1月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ業務監査部上席考査役<br>2010年4月 当社金融営業部シニア営業マネージャ<br>2012年4月 同 金融営業部長<br>2019年4月 同 金融ソリューション推進部長<br>2020年4月 同 人事部部付部長(現任) | 0株          |
| 2     | ※<br>はら だ けん じ<br>原 田 兼 治<br>(1949年2月26日生) | 1974年4月 阪急電鉄株式会社入社<br>2002年6月 神戸電鉄株式会社監査役<br>2002年6月 阪急電鉄株式会社取締役<br>2004年4月 同 常務取締役<br>2006年6月 神戸電鉄株式会社代表取締役社長<br>2013年6月 同 代表取締役会長<br>2018年6月 同 取締役会長(現任)                                         | 0株          |

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。  
 2. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. 社外監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。  
 (1) 原田兼治氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。  
 (2) 社外監査役候補者とした理由  
 原田兼治氏は、神戸電鉄株式会社の代表取締役社長及び会長を歴任され、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しておられ、当社の社外監査役に就任された場合は、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。  
 (3) 責任限定契約の内容の概要  
 社外監査役候補者原田兼治氏の選任が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度といたします。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| なが はら のり あき<br>永原 憲章<br>(1951年7月18日生) | 1984年4月 弁護士登録<br>原田法律事務所入所<br>1988年10月 原田法律事務所を承継<br>1996年4月 江戸町法律事務所と改称<br>2006年3月 株式会社ノーリツ社外監査役<br>2007年1月 神戸十五番館法律事務所と改称、同所長(現任)<br>2007年6月 日工株式会社社外監査役<br>2015年6月 同 社外取締役(現任) | 0株          |

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 補欠監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。

(1) 永原憲章氏は社外監査役の補欠候補者であります。

(2) 補欠社外監査役候補者とした理由

永原憲章氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、長年にわたって弁護士として活動しておられ、その学識及び経験に基づき企業法務全般に関する高度な専門的知見を有しておられ、当社の社外監査役に就任された場合は、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、その職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

永原憲章氏が監査役に就任された場合には、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度といたします。

**第5号議案** 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって辞任により取締役を退任されます扇 隆彦氏、また、任期満了により監査役を退任されます新 尚一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任をお願いいたしたく存じます。

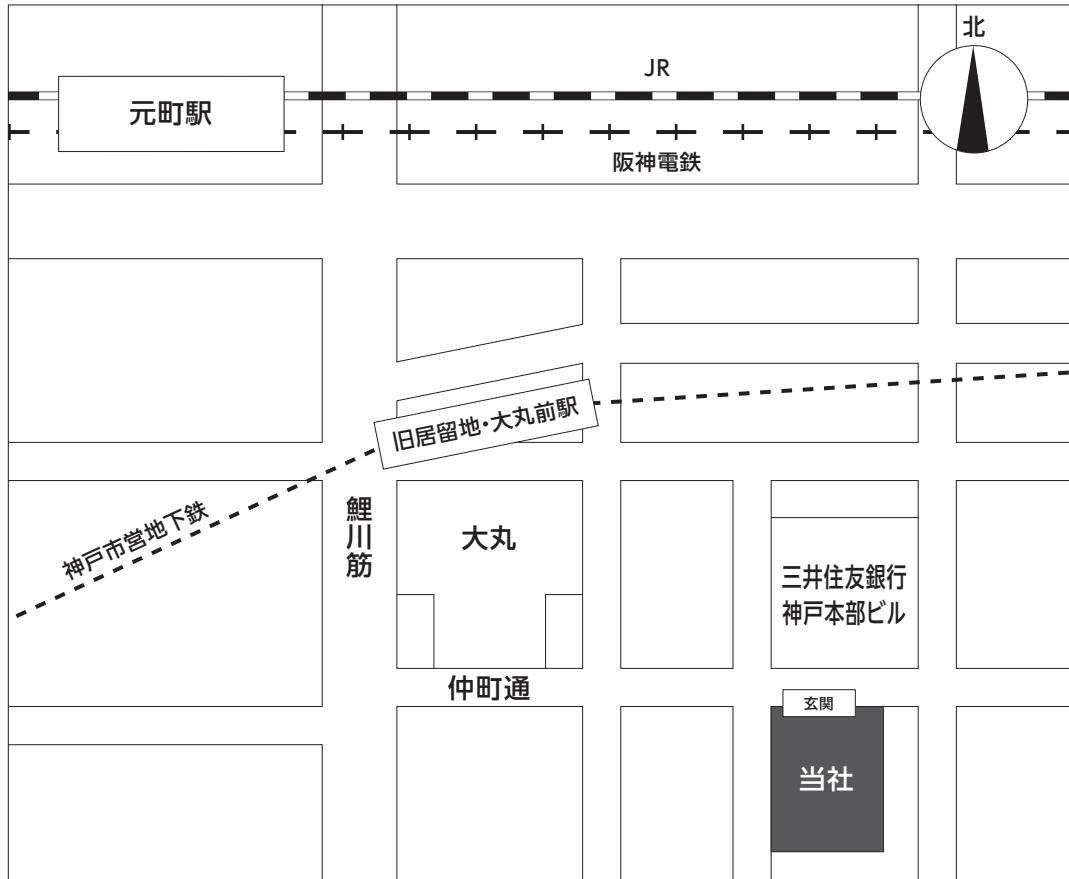
退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名          | 略 歴                                         |
|--------------|---------------------------------------------|
| おうぎ<br>扇 隆彦  | 2017年6月 当社取締役 兼 常務執行役員<br>2020年4月 同 取締役（現任） |
| あたらし<br>新 尚一 | 2008年6月 当社監査役（社外監査役）（現任）                    |

以 上



## 株主総会会場ご案内図



- J R ・ 阪神電鉄元町駅より徒歩で約7分
- 神戸市営地下鉄旧居留地・大丸前駅より徒歩で約5分

会 場 株式会社さくらケーシーエス 本社ビル7階会議室  
神戸市中央区播磨町21番1

- 会場を変更しておりますので、お間違えのないようご注意願います。
- ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。